

社会福祉法人育幸会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人育幸会（以下「当法人」という）定款第 8 条および定款第 2 3 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等)

第 2 条 報酬等とは報酬及び法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(役員等の報酬)

第 3 条 役員等が、理事会、評議員会、評議員専任・解任委員会に出席した場合、次の通り報酬を支給する。ただし、法人の施設職員が役員の場合は支給しない。

役職	報酬（日額）
評議員	5,000 円
理事	5,000 円
監事	5,000 円
評議員選任・解任委員	5,000 円

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第 4 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。